

『H28年度税制改正大綱（7）移転価格税制のルール化明記』

本改正では、移転価格税制に係る文書化制度についてBEPSプロジェクトに基づく以下のルールが明記された。1) 国別報告事項: 多国籍企業グループの最終親事業体は、事業を行う国ごとの収入金額、税引前当期利益の額、納税額等を税務署長に提供。2) マスタープラン: グループの構成事業体である法人は、グループの組織構造、事業の概要、財務状況等(事業概況報告事項)を税務署長に提供。3) ローカルファイル: 各法人は独立企業間価格の算定に必要な書類を作成し、7年間保存する。

また、外国子会社合算税制は以下の見直しが行われる。1) 適用除外基準の適用方法: 英国ロイズ市場において保険事業を行う特定外国子会社A(一の内国法人等がその発行済株式等の全部を直接または間接に保有している等が要件)の本店所在地国において、他の特定外国子会社B(同上)が実体基準又は管理支配基準を満たす場合には、Aもそのいずれかを満たすものとする。さらに上記AB間で行う取引は、関連者取引に該当しないものとする。2) 外国税額控除の計算方法: 特定外国子会社等が子会社(持株割合25%以上等)から受ける配当等のうち外国法人税の課税標準に含まれないものは、合算割合の計算に係る特定外国子会社等の所得から除外する。

『外国人雇用状況の届出状況公表 過去最多に』

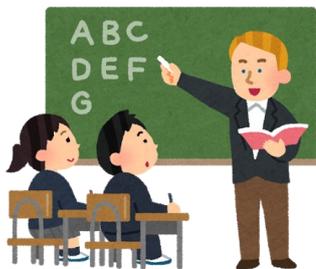
外国人の雇用にあたっては、雇用対策法に基づき、すべての事業主に外国人労働者の雇入れ及び離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、ハローワークに届け出ることが義務付けられている。

厚生労働省の発表によると、平成27年10月末現在の外国人労働者数は907,896人(前年同期比120,269人増)となり、過去最多を更新した。

地域別に見ると、東京、愛知、神奈川、大阪、静岡の上位5都府県で全体の半数を超える外国人労働者を雇用しており、特に東京では前年同期比21.0%の大幅増を記録している。国籍別では、中国が全体の35.5%で最多、ついでベトナム、フィリピン、ブラジルの順となっている。ベトナムについては、前年同期比79.9%の大幅増となっており、そのほか、ネパールも60.8%増を記録、両国の労働者が急増していることがわかる。

両国とも「資格外活動(留学)」での労働が最も多い。

事業所規模別では30人未満の事業所が全体の55.6%を占めている。中小企業での外国人労働者雇用が増えている実態がある一方、コンプライアンスに問題があるケースも少なくない。後々大きなトラブルにならないためにも、国籍に関係なく、しっかりとした雇用管理が必要だ。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com